



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働時間法制の具体的課題に関する検討の論点について

(勤務間インターバル制度、「つながらない権利」の在り方、労働時間の把握)

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日も議論いただきたい論点

勤務間インターバル制度

- 勤務間インターバル（終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組み）については、労働時間等設定改善法の努力義務とされている。各企業において勤務間インターバルを確保するための様々な取組が行われていることを踏まえ、勤務間インターバル制度のより実効性ある導入促進のために、「法的位置付け」を含め、どのような措置を講ずべきか。

＜参考：「勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル ―職場の健康確保と生産性向上をめざして―」（厚生労働省）（抜粋）＞

勤務間インターバル制度を設計する際の検討項目

- ① 適用対象の設定
- ② インターバル時間数の設定
- ③ インターバル時間を確保することによって、翌日の所定勤務開始時刻を超えてしまう場合の取扱いの設定
- ④ インターバル時間を確保できないことが認められるケースの設定
- ⑤ インターバル時間の確保に関する手続きの検討
- ⑥ インターバル時間を確保できなかった場合の対応方法の検討
- ⑦ 労働時間管理方法の見直し

本日も議論いただきたい論点

「つながない権利」の在り方

- 就業時間外の連絡に関し、労働者が安心して休める観点から、一部の国においていわゆる「つながない権利」を法制化する例も見られるが、各企業が実態に応じて業務上の連絡に関するルールを明確化することについて、どのように考えるか。

労働時間の把握

- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、労働時間を適正に把握することは使用者の責務とされており、また、労働安全衛生法において、労働時間の状況の把握義務が規定されているが、未だに労働時間の把握が全くできていない事業場があると指摘されていることを踏まえ、労働時間の把握の在り方について、どのように考えるか。